

# 横浜市駐車場条例

制定 昭和38年10月5日  
改正 昭和39年9月30日  
改正 昭和48年12月25日  
改正 平成3年12月25日  
改正 平成7年3月24日  
改正 平成19年5月31日  
改正 平成28年2月25日

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)による周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定並びに建築物に付置する駐車施設の規模その他必要な事項については、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

## 第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定により駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区(以下「周辺地区」という。)は、駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域に接続する区域内で、市長が指定する区域とする。

2 法第20条第2項の規定により周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって、自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内または自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区(以下「自動車ふくそう地区」という。)は、自動車交通の地区的ふくそうの予想される地区で、市長が指定する区域とする。

3 市長は、前2項の規定により周辺地区または自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。)並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メー

トルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区		
(2)	特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積と、非特定用途(特定用途以外の用途(共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。)をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積			特定用途に供する部分の床面積		
(3)	1,000平方メートル			2,000平方メートル		
(4)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分	百貨店その他の店舗用途に供する部分	倉庫又は工場に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、倉庫及び工場を除く。)に供する部分
(5)	200平方メートル	250平方メートル	550平方メートル	200平方メートル	300平方メートル	250平方メートル
(6)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (2) \text{の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$		
(備考)						
(2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。						

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるもの

とする。)の台数(10台を超える場合は、10台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分
(2)	3,000 平方メートル	8,000 平方メートル	3,500 平方メートル	6,500 平方メートル
(3)	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$			
<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>				

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)に供する部分
(2)	3,000 平方メートル	10,000 平方メートル
(3)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{5,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$	
<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>		

(大規模な事務所、倉庫及び工場の特例)

第5条 前3条の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条、第4条の2第1項又は前条の規定を適用する場合には、第4条の表の(4)の項、第4条の2第1項の表の(1)の項又は前条の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	事務所、倉庫又は工場	事務所

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるものために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替(以下単に「用途変更」という。)をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条及び前条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の自動車駐車することができる規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の増築又は用途変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第6条の2 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の2及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている荷さばきのための駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規

定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(届出)

第7条 第4条から前条までの規定により駐車施設、荷さばきのための駐車施設又は自動二輪車専用駐車施設(以下「駐車施設等」という。)を附置する者は、当該駐車施設等の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物
- (2) この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された地区又は地域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物
- (3) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設等の附置)

第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上の地区又は地域にわたる場合は、その敷地について地区又は地域ごとの面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から第6条の3までの規定を適用する。

(駐車施設等の附置の特例)

第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことが

できる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。

- 2 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をする地区又は地域の地形、交通事情等からして、第4条から第6条の3までの規定により建築物に附置しなければならない駐車施設等を2以上の建築物のために一団として設けることが合理的であると認められる場合において、その駐車施設等が規則で定める規模以上となるときは、当該建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。
- 3 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、その建築物からおおむね300メートル以内の場所において、法第10条第1項の規定により都市計画として決定された路外駐車場を建設する場合は、その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、第4条から第6条の3までの規定により算出した駐車台数からその路外駐車場の駐車台数の2分の1の範囲内において規則で定める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。
- 4 第4条の2及び第6条の2の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、建築物又は建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばきを行うための駐車施設を整備することその他のこれらの規定により建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設を整備することに代わる措置として市長が認める代替措置を講ずるときは、当該代替措置の内容に応じ、これらの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を附置せず、又は市長が定める規模を有する荷さばきのための駐車施設とすることができる。
- 5 前各項の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(駐車施設等の構造等)

第11条 第4条、第5条、第6条又は前条の規定により設けなければならない駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、車椅子使用者のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車の用に供する部分の規模を、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。
- 3 第4条の2、第5条、第6条の2又は前条の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

- 4 第4条の3、第5条、第6条の3又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定制動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、特定制動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。
- 5 前各項の規定は、特殊な形態の駐車施設等又は特殊な装置を用いる駐車施設等であつて、自動車の有効かつ安全に駐車することができると市長が認めたものについては、適用しない。
- 6 市長は、第1項から第4項までに定めるもののほか、駐車施設等の構造又は設備について必要な技術的基準を定めることができる。

(駐車施設等の管理)

第12条 第4条から第6条の3まで又は第10条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者(第10条第5項の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条及び第14条第1項において同じ。)は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。

(定期報告)

第12条の2 第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度規則の定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第6条の3まで及び第10条から第12条までの規定に違反した者に対し、相当の猶予期限を付した上、駐車施設等の設置、改善、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

### 第3章 委任

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 罰則

第16条 第13条の規定による市長の命令に従わなかった者は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対しこれに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は同項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第10条第5項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建築物の新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手している者が設けなければならない駐車施設については、この条例による改正後の横浜市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる駐車施設に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。



# 横浜市駐車場条例施行規則

制定 平成4年3月31日

改正 平成6年3月31日

改正 平成7年6月30日

改正 平成8年5月2日

改正 平成11年4月30日

改正 平成19年11月30日

改正 平成28年3月31日

改正 平成28年12月22日

改正 令和3年9月30日

(当初制定 昭和39年4月4日)

(改正 昭和39年9月30日)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設等を附置する必要がない建築物)

第2条 条例第8条第3号に規定する建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒又は学生のための寄宿舎
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (4) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める規模は、駐車台数15台とする。

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める限度は、5分の1とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

第4条 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。

- (1) 学校（専修学校及び各種学校を含む。）、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、公衆浴場又は児童福祉施設等の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供

する部分を有する建築物で、条例第4条から第6条の3までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る最小の規模の駐車施設等を設けるものとした場合の当該駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分（当該建築物について増築又は用途変更をする場合は、当該増築又は用途変更前の建築物に現に設けられている駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分を含むものとする。）の床面積が500平方メートルを超えるもの

（駐車施設等の出口及び入口）

第5条 駐車施設等（自動車の駐車の用に供する部分の面積が50平方メートル未満のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の自動車用の出口及び入口は、当該駐車施設等に設置する車路が道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項又は第4項の規定による道路を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に接する部分のみに設けなければならない。

2 前項に規定する自動車用の出口及び入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。ただし、第1号の規定は、その敷地が横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第47条第2項各号に規定する要件を満たす自動車車庫については、適用しない。

- (1) 幅員6メートル（自動車の駐車の用に供する部分の面積が150平方メートル未満の駐車施設等については、4メートル）未満の道路
- (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
- (3) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（内角が120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
- (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
- (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路

3 前2項の規定は、市長が自動車の通行上支障がないと認めて特に承認した駐車施設等については、適用しない。

（車路の幅員の基準）

第5条の2 駐車施設等に設置する車路の幅員は、自動車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

自動車の駐車の用に供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
50平方メートル以上 150平方メートル未満	4.5メートル以上	2.5メートル以上
150平方メートル以上 500平方メートル未満	5.0メートル以上	3.0メートル以上
500平方メートル以上	5.5メートル以上	3.5メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、専ら特定自動二輪車が走行する車路の幅員は、特定自動二輪車の駐車用の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

特定自動二輪車の駐車用の用に供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10平方メートル以上 100平方メートル未満	3.0メートル以上	2.25メートル以上
100平方メートル以上	3.5メートル以上	

(届出等)

第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、附置義務駐車施設等<sup>設置</sup><sub>変更</sub>届出書(第1号様式)及び別表第1に規定する図面(変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。

(承認申請等)

第7条 条例第10条第5項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、附置義務駐車施設等<sup>設置</sup><sub>変更</sub>特例承認申請書(第3号様式)、別表第2に規定する図面(変更の承認の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)、附置義務駐車施設等使用承諾書(第4号様式。建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設等を設置する者とが異なる場合に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、附置義務駐車施設等<sup>設置</sup><sub>変更</sub>特例の承認<sup>承認</sup><sub>不承認</sub>通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、承認等申請書(第6号様式)及び当該申請の審査に必要な図面等を市長に提出することにより行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしなことに決定したときは、承認等<sup>承認等</sup><sub>不承認等</sub>通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(定期報告書)

第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、定期報告書(第8号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(措置命令書)

第9条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書(第9号様式)を交付することにより行うもの

とする。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書（第10号様式）とする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び第5条第2項第6号の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1（第6条）

図面の種類		明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車施設等	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員その他主要な施設
<p>(注記)</p> <p>1 建築物又は駐車施設等に係る明示すべき事項のすべてが建築物又は駐車施設等に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。</p> <p>2 条例第11条第5項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設等の場合は、当該装置の仕様を明示した図面等を併せて添付する。</p>		

別表第2（第7条第1項）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設等	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び駐車施設等の位置並びに条例第10条の建築物との距離
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員
条例第10条の建築物	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

# 附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 更 変 届 出 書

(届出先)  
横浜市長

年 月 日

(届出者) 住所  
氏名  
〔 法人の場合は、名  
称・代表者の氏名 〕  
電話

横浜市駐車場条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

建築主	住所 氏名					※受付	
建築物	名称 位置	横浜市 区					
代理者	住所 氏名 法人名	電話				※プロット P	
地域地区	<input type="checkbox"/> 一種中高層住専 <input type="checkbox"/> 二種中高層住専 <input type="checkbox"/> 一種住居 <input type="checkbox"/> 二種住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 工業専用						
	法定建蔽率 (      %)      法定容積率 (      %)						
	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 周辺地区、自動車ふくそう地区						
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日	
建築物用途			<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他				
建築物概要	敷地面積			駐車施設	荷さばき	自動二輪	共同住宅等の附置義務台数 台
	建築面積			設置台数	台	台	
	延べ面積			附置義務台数	台	台	特殊な駐車装置 (種類 ) 認定番号第      号 認定の有効期限 年 月 日
	(共同住宅等)	(      m <sup>2</sup> )		(うち特例)	台	台	
	(車庫面積)	(      m <sup>2</sup> )		形 態	<input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> 建築物内 <input type="checkbox"/> 建築物外 <input type="checkbox"/> 特殊な駐車装置 <input type="checkbox"/> 建築物内 <input type="checkbox"/> 建築物外		
変更の概要							

(注意)

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

第2号様式（第6条第2項）

(削除)

# 設置義務駐車施設等 設置変更 特例承認申請書

(申請先)  
横浜市長

年 月 日

(申請者) 住所  
氏名  
〔 法人の場合は、名  
称・代表者の氏名 〕  
電話

第1項  
第2項  
第3項  
第4項

横浜市駐車場条例第10条 の規定に基づき次のとおり(1)の駐車施設等を(2)の建築物の

駐車施設等として 設置 変更 したいので、同条第5項の規定により承認を申請します。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称						
	設 置 場 所	横浜市 区					
	権利関係 (所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利)	敷 地					
		駐 車 施 設 等					
	使 用 者 承 諾 者	住所又は所在地					
		氏名又は名称					
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計	
		駐 車 施 設	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	
		荷 さ ば き	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	
		自 動 二 輪 車	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	
特殊な駐車装置		(種 類) ----- (認定番号) 第 号					
(2) 建 築 物	位 置	横浜市 区					
	建 物 用 途	①	②	③	④		
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
申 請 の 理 由							
※ 受 付					受領年月日		

(注意)

- 1 駐車施設等の権利関係を証するための書類（登記事項証明書等）を添付してください。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)



## 附置義務駐車施設等使用承諾書

（提出先）

年 月 日

横浜市長

（承諾者）住所

氏名

〔 法人の場合は、名  
称・代表者の氏名 〕  
電話

私は、私が設置した(1)の駐車施設等を、(2)の使用者が**新築**する(3)の建築物の駐車施設等  
用途変更

（横浜市駐車場条例第4条から第6条の3まで及び第10条の規定による駐車施設等）として、次のとおり使用することを承諾いたしました。

なお、承諾に当たっては、横浜市駐車場条例の趣旨を理解した上、尊重いたします。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称						
	設 置 場 所	横浜市 区					
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計	
		条例第11条第1項 （ 駐 車 施 設 ）	台	台	台	台	
		条例第11条第3項 （ 荷 さ ば き ）	台	台	台	台	
条例第11条第4項 （ 自 動 二 輪 車 ）	台	台	台	台			
(2) 使 用 者	住 所						
	氏 名						
(3) 建 築 物	位 置	横浜市 区					
	建 物 用 途	①	②	③	④		
	延 べ 面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	計	㎡

（注意）

- 1 この承諾書は、承諾者と(2)の使用者との間に(1)の駐車施設等の使用について契約等が効力を有している期間に限り有効なものです。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。

（A4）

横浜市 指令第 号  
年 月 日

附置義務駐車施設等 設置変更特例の承認不承認 通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました駐車施設等の 設置 変更 の特例については、次のとおり 承認する 承認しない ことに決定しましたので通知します。

- 1 駐車施設等の名称
- 2 駐車施設等の設置場所（駐車施設 台、荷さばき 台、自動二輪車 台）
- 3 建築物の位置
- 4 承認・不承認の理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

## 承認等申請書

(申請先)  
横浜市長

年 月 日

(申請者) 住所  
氏名  
〔 法人の場合は、名  
称・代表者の氏名 〕  
電話

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

承認等を受けようとする具体的事項及びその理由										
建築主	住所 氏名					※受付	年 月 日			
建築物	名称 位置	横浜市 区				※通知	年 月 日			
代理人	住所 氏名 法人名	電話				※プロット P				
地域 地 区	<input type="checkbox"/> 一種中高層住専 <input type="checkbox"/> 二種中高層住専 <input type="checkbox"/> 一種住居 <input type="checkbox"/> 二種住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 工業専用									
	法定建蔽率 (                    %)    法定容積率 (                    %) <input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 周辺地区、自動車ふくそう地区									
建 物 用 途							<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他			
建 築 物 概 要	敷地面積			m <sup>2</sup>	駐 車 施 設 等	駐車施設	荷さばき	自動二輪	共同住宅等の附置義務台数	
	建築面積			m <sup>2</sup>		設置台数	台	台		台
	延べ面積 (共同住宅等) (車庫面積)			m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )		附置義務台数	台	台		台
受領年月日										

(注意)

1 ※印の欄は、記入しないでください。

承認等  
不承認等 通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました件については、次のとおり しましたので通知します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の位置
- 3 具体的事項又は理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

## 定期報告書

(報告先)  
横浜市長

年 月 日

(報告者) 住所  
氏名  
〔法人の場合は、名〕  
〔称・代表者の氏名〕  
電話

第1項  
第2項  
第3項  
第4項

横浜市駐車場条例第10条 の規定に基づいて設置した駐車施設等の維持管理の状況に

ついて、次のとおり報告します。

(1) 駐車施設等	名 称					
	設 置 場 所	横浜市 区				
	権利関係〔所有権、賃借権等この施設を〕 〔設置するについて有する権利〕	敷 地				
		駐車施設等				
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計
		条例第11条第1項 ( 駐 車 施 設 )	台	台	台	台
条例第11条第3項 ( 荷 さ ば き )		台	台	台	台	
条例第11条第4項 ( 自 動 二 輪 車 )		台	台	台	台	
附置義務駐車施設等 設置 変更 特例の承認番号		横浜市 指令第 号 年 月 日				
(2) 建築物	名 称					
	位 置	横浜市 区				
	所有者(甲)					
甲は、乙が管理する駐車場において、上記(1)駐車施設等を確保しています。						
使用承諾者(乙)	住所又は所在地					
	氏名又は名称					

(注意)

- 1 駐車施設等写真欄に(1)駐車施設等の写真をはり付けてください。
- 2 (1)駐車施設等及び(2)建築物の付近見取図、配置図等を添付してください。
- 3 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

駐車施設等写真欄

(A 4)

措 置 命 令 書

住所  
氏名 様  
〔法人の場合は、名  
称・代表者の氏名〕

横浜市長 

横浜市駐車場条例第 条の規定に違反していますので、同条例第13条の規定により次の措置をとることを命じます。

- 1 措置すべき内容
- 2 措置をとることを命ずる理由
- 3 駐車施設等又は駐車施設等を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地
- 4 建築物の用途及び規模

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第10号様式（第10条）

(表)

第 号

(裏)

横浜市駐車場条例（抜粋）

身 分 証 明 書

職名  
氏名  
年 月 日生

上記の者は、横浜市駐車場条例第14条の規定により、駐車施設等に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長 

この証明書は、年 月 日まで有効とする。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(A8)

# 横浜市駐車場条例取扱基準

制定 平成7年6月30日

改正 令和4年12月26日

(目的)

第1条 この取扱基準は、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車場の設置を促すことを目的とする。

(駐車施設の附置に関する基準)

第2条 条例第4条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、同条中の表(4)欄及び(5)欄に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第2条の2 条例第4条の2ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地が1,000平方メートル未満の場合とする。

(建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例)

第3条 条例第10条第1項に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称する。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。）
- (2) 地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、別図2に定める区域内で当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合
- (3) 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車施設等の設置ができない場合
- (4) 自動車用の出口及び入口の位置が横浜市駐車場条例施行規則第5条第1項、同条第2項又はその他の関係法令に抵触して、駐車施設等の設置ができない場合
- (5) 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車施設等を設けることが好ましくない場合
- (6) 敷地が500平方メートル未満、かつ駐車施設の附置義務台数が5台以下の場合
- (7) その他市長が特にやむを得ないと認める場合



(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第4条 条例第10条第2項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離はおおむね300メートル以内とする。

(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の設置基準)

第5条 敷地外駐車施設等の設置については、次の各号の一に該当するものとする。ただし、敷地外駐車施設等は、車いす使用者のための駐車施設を除くものとする。

- (1) 市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
- (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
- (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。）第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの

(敷地外駐車施設等の維持)

第6条 前条第2号及び第3号に規定する敷地外駐車施設等のうち正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。

2 条例第10条第5項に規定する敷地外駐車施設等の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合については、敷地外駐車施設等の維持の責任を継承するものとする。

(特殊な装置を用いる駐車施設等の特例)

第7条 条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等とは、施行令第15条の規程により大臣認定を受けたもの（車いす使用者のための駐車施設にあつては、公益社団法人立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明を併せて受けたもの）で、かつ、その規模が幅1.7メートル以上、奥行4.7メートル以上の大きさの自動車を収容できるものとする。ただし、特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置を用いる駐車施設等の規模は、幅0.9メートル以上、奥行2.3メートル以上の大きさの特定自動二輪車を収容できるものとする。

2 前項に規定する特殊装置の駐車の用に供する部分の面積の算定に当たっては、建設省通達（昭和43年都再発第53号）に基づき、駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、前項第1号の駐車の用に供する特殊装置については自動車1台当り12平方メートルとみなして算定する。なお、前項に規定する特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置の駐車の用に供する部分の面積の算定についても、駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定する。

(自動車用の出口及び入口)

第8条 自動車用の出口及び入口は、その敷地が2以上の道路に接する場合においては、そのうち

自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

(警報装置)

第9条 駐車施設等には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要と認められる場合、警報装置又は注意灯を設けるものとする。

(敷地外駐車施設等の表示)

第10条 条例第10条第1項に規定する敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板(別記様式)を表示するものとする。

2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

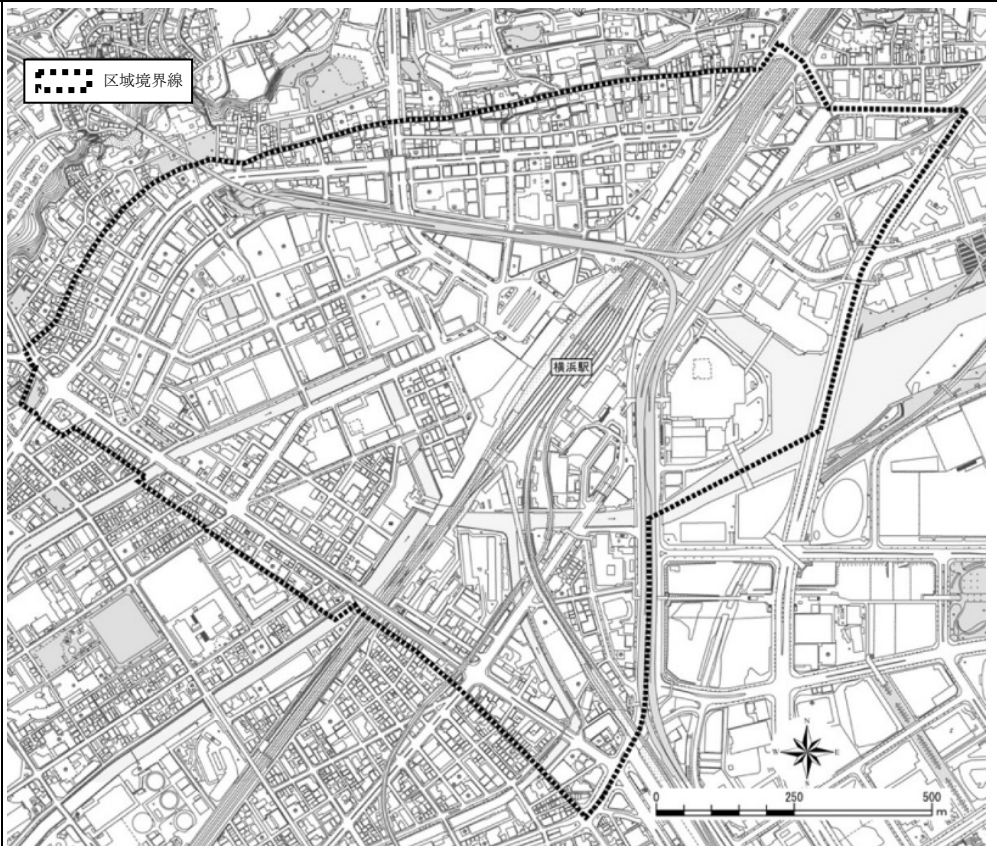
(附置義務駐車施設等を設置できる範囲)

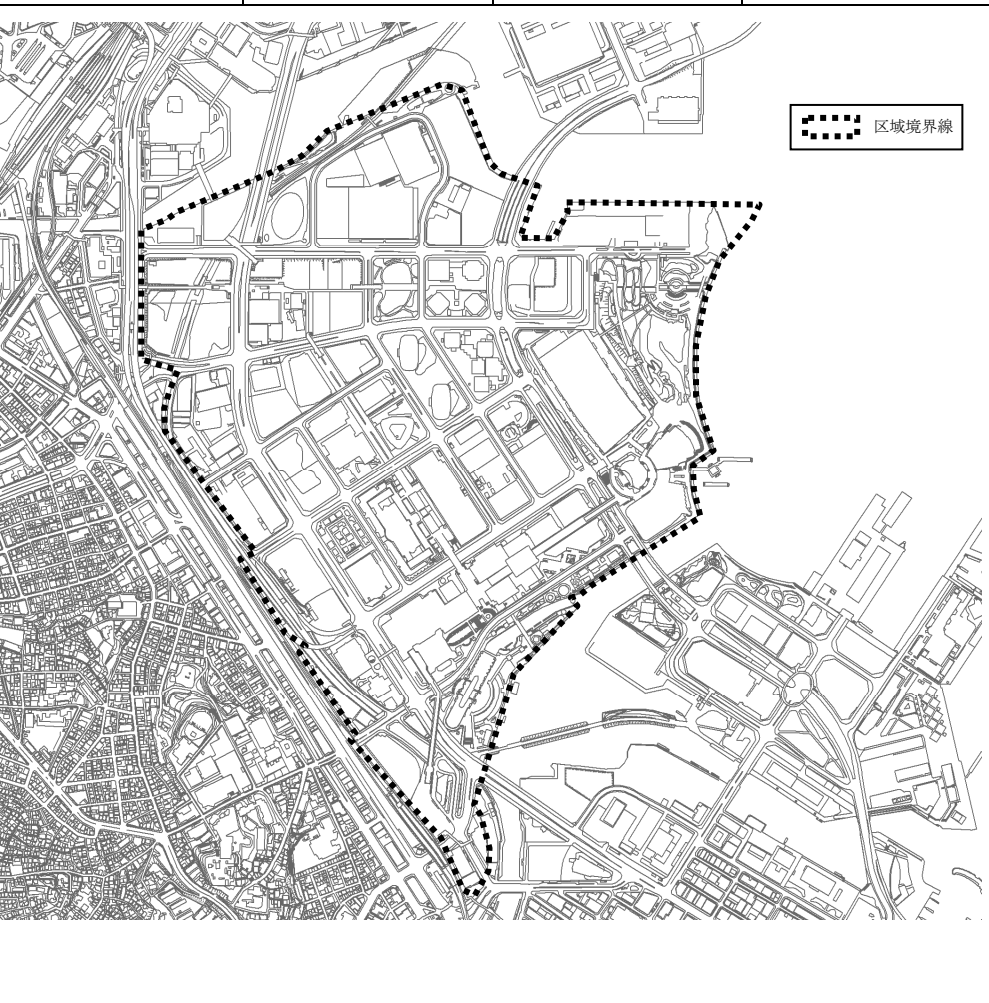
第11条 条例第4条から第6条の3までの規定により駐車施設等を附置する者は、その敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、条例第4条から第6条の3までの規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。

## 附 則

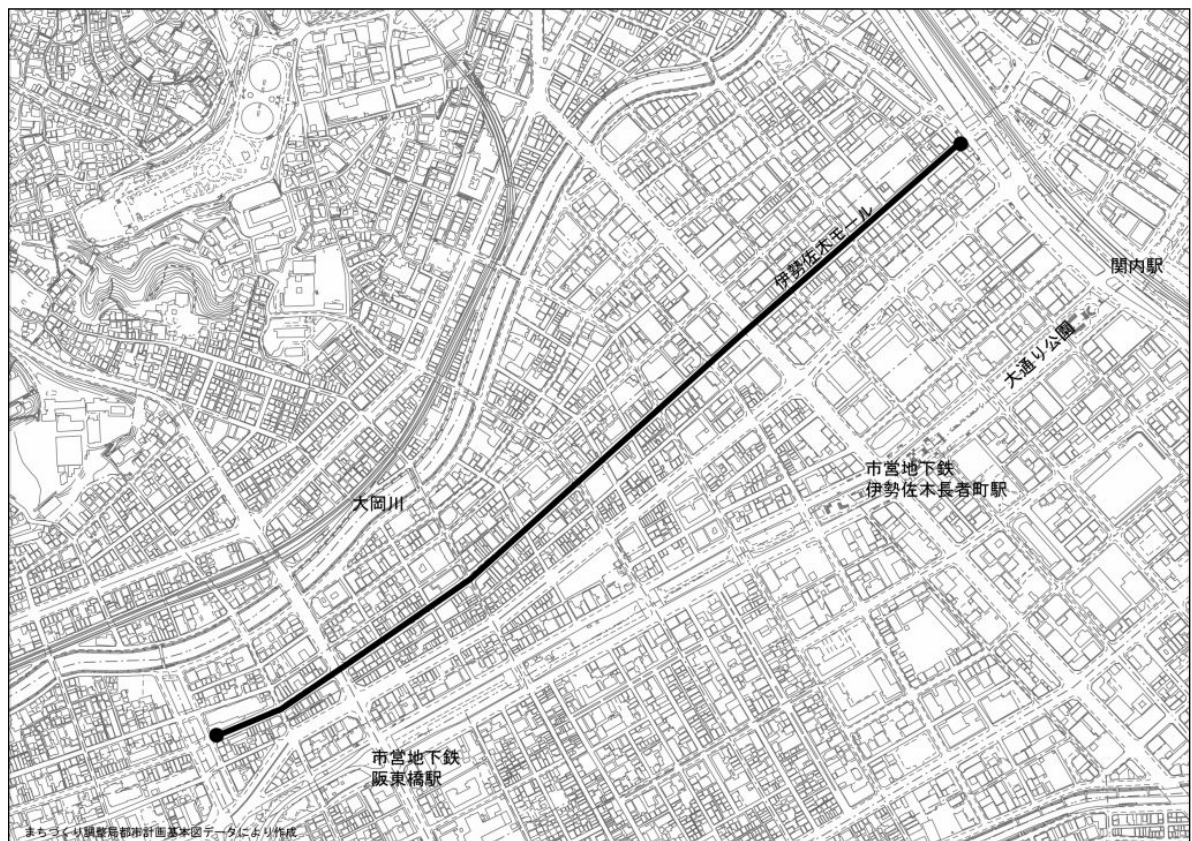
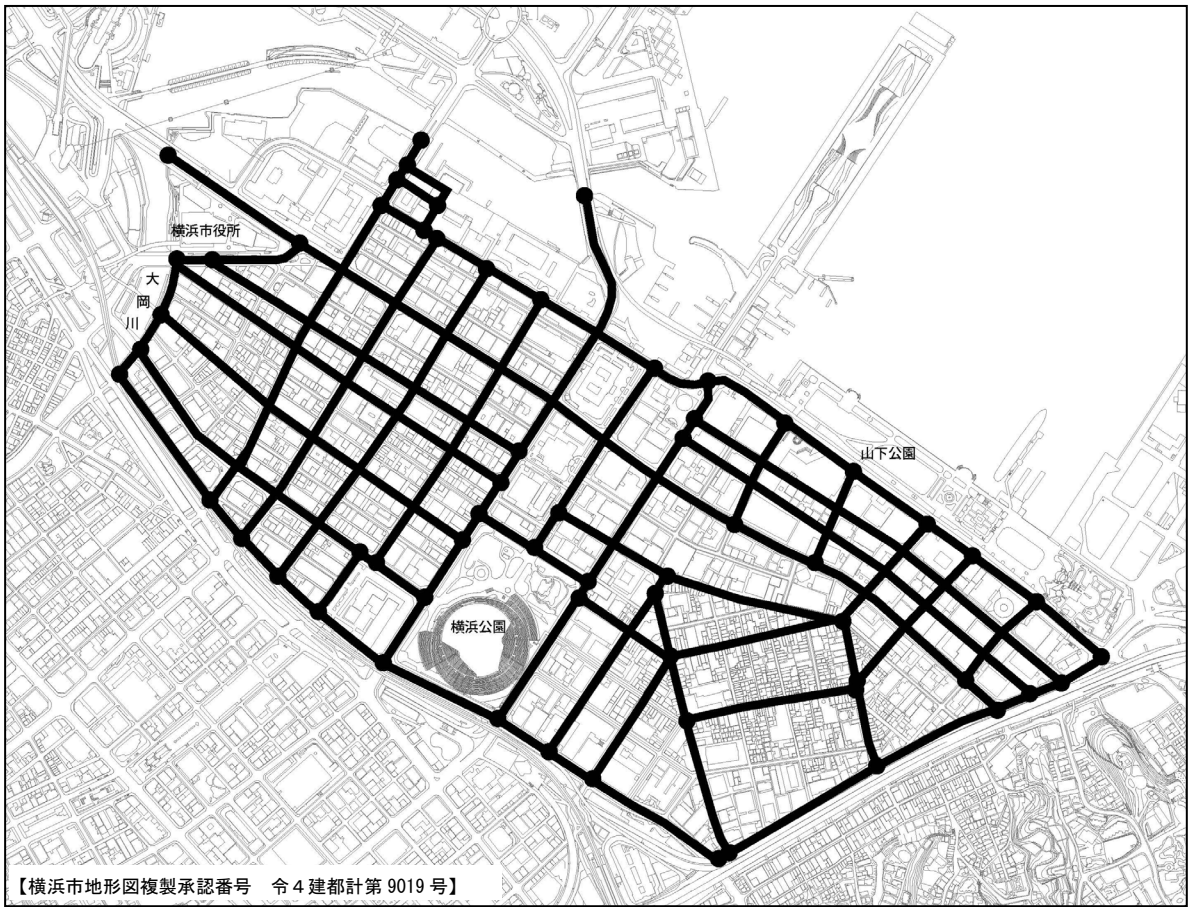
この取扱基準は、令和4年12月26日から施行する。

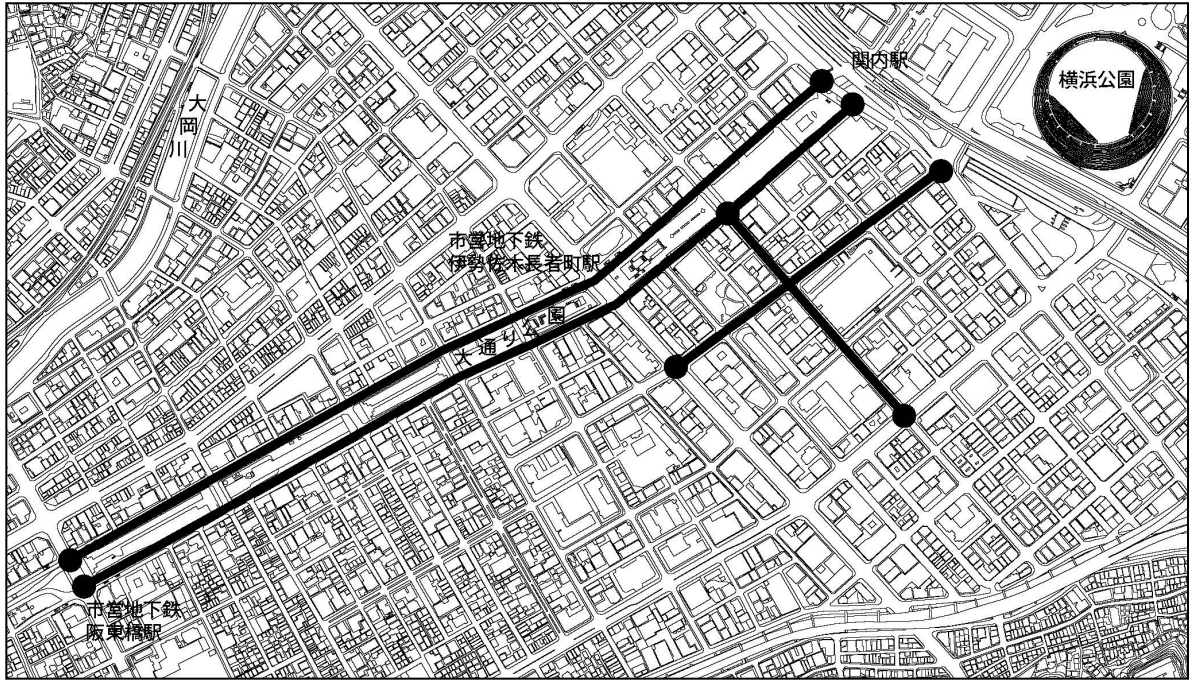
別表

(1)	条例第4条中 表(1)欄	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		
	条例第4条中 表(4)欄	百貨店その他の店舗、飲食店又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、飲食店又は事務所を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
	条例第4条中 表(5)欄	300 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル
	適用区域			

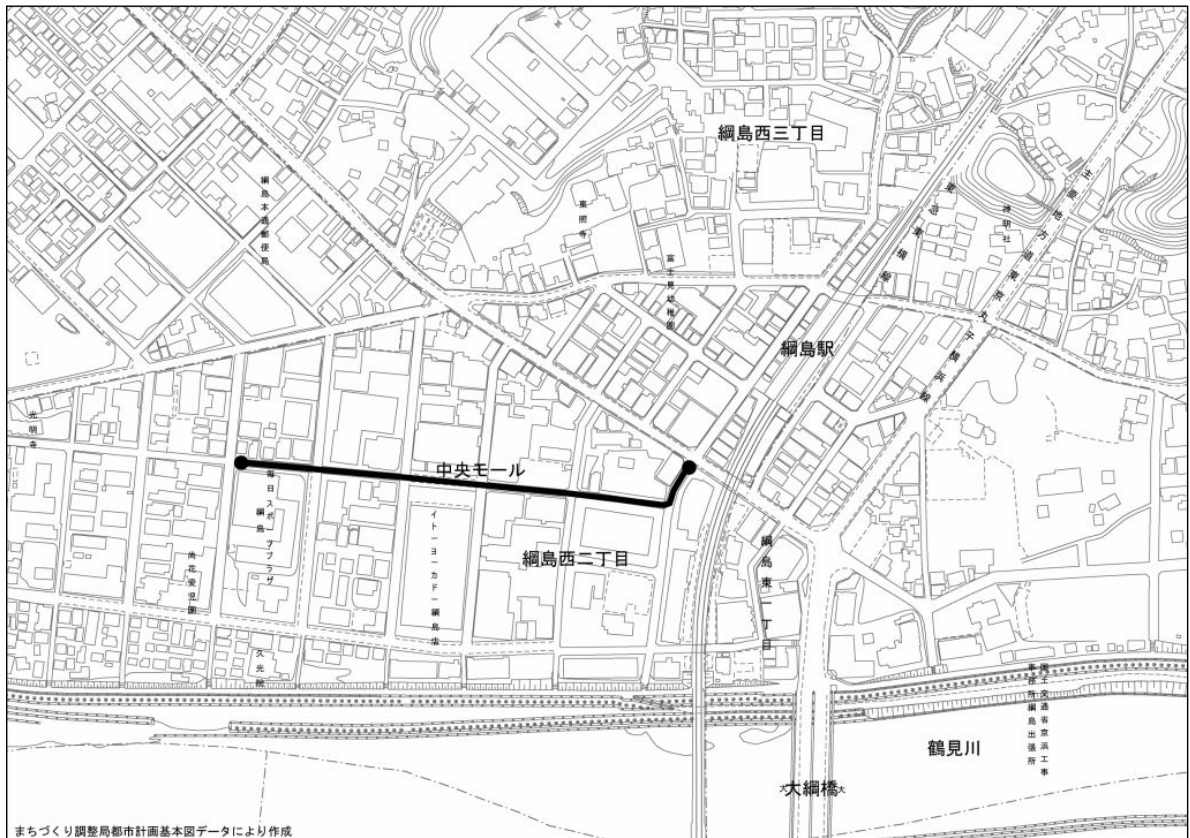
(2)	条例第4条中 表(1)欄	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			
	条例第4条中 表(4)欄	事務所の用途に 供する部分	百貨店その他の 店舗の用途に供 する部分	特定用途(百貨店 その他の店舗又 は事務所を除 く。)に供する部 分	非特定用途に供 する部分
	条例第4条中 表(5)欄	400 平方メートル	200 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル
	適用区域				

別図1

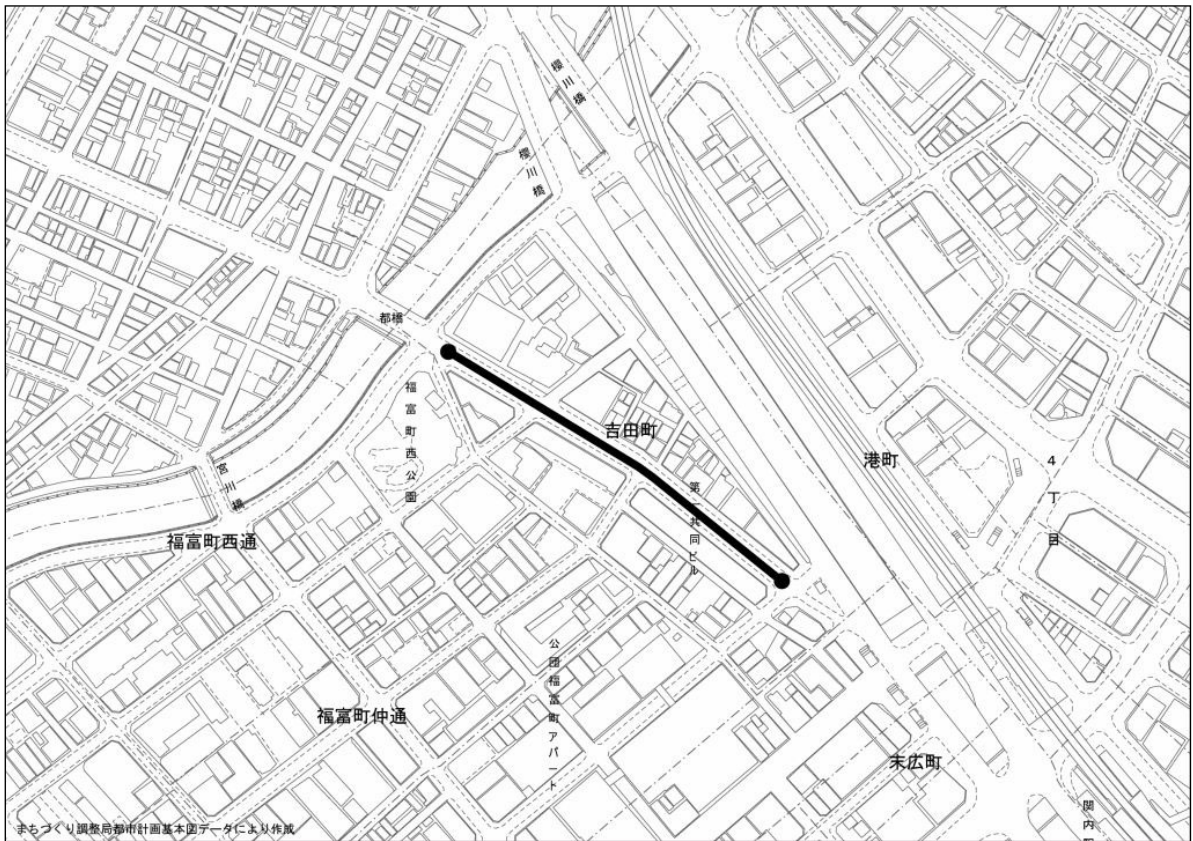
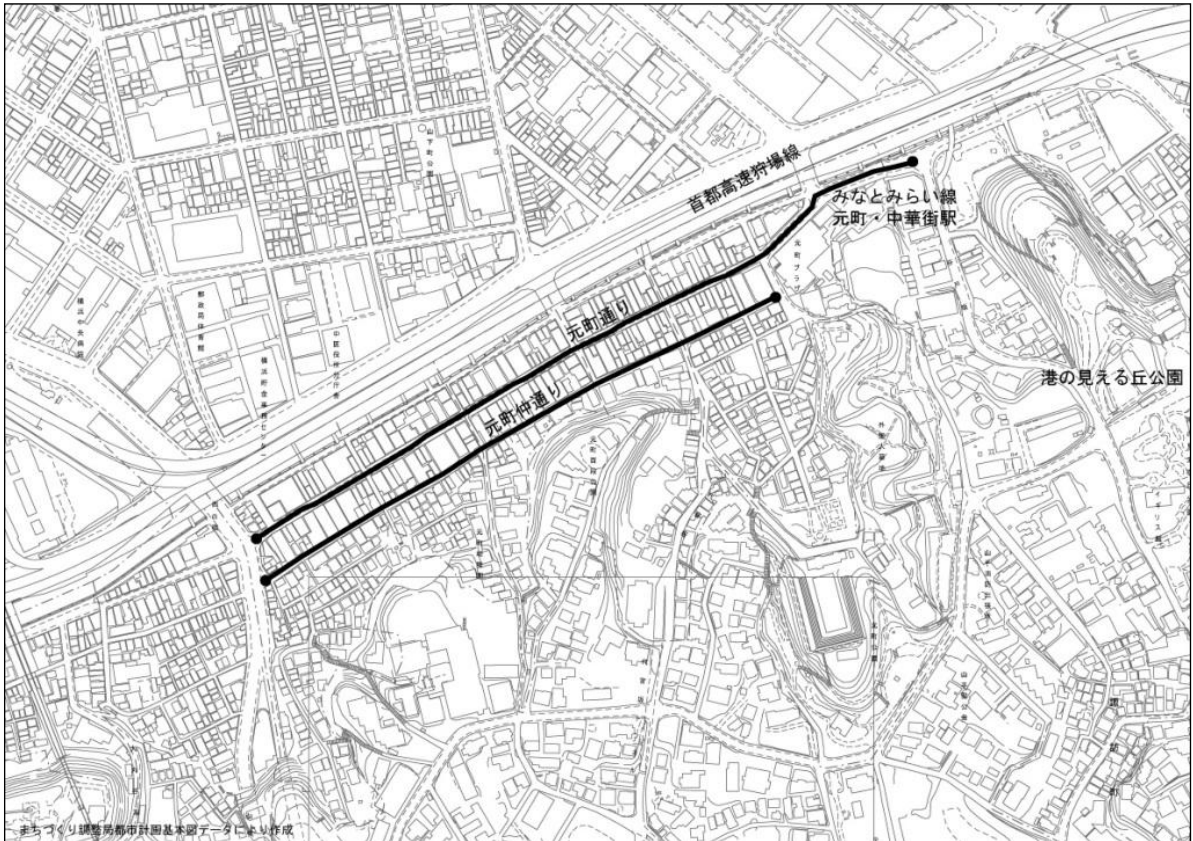




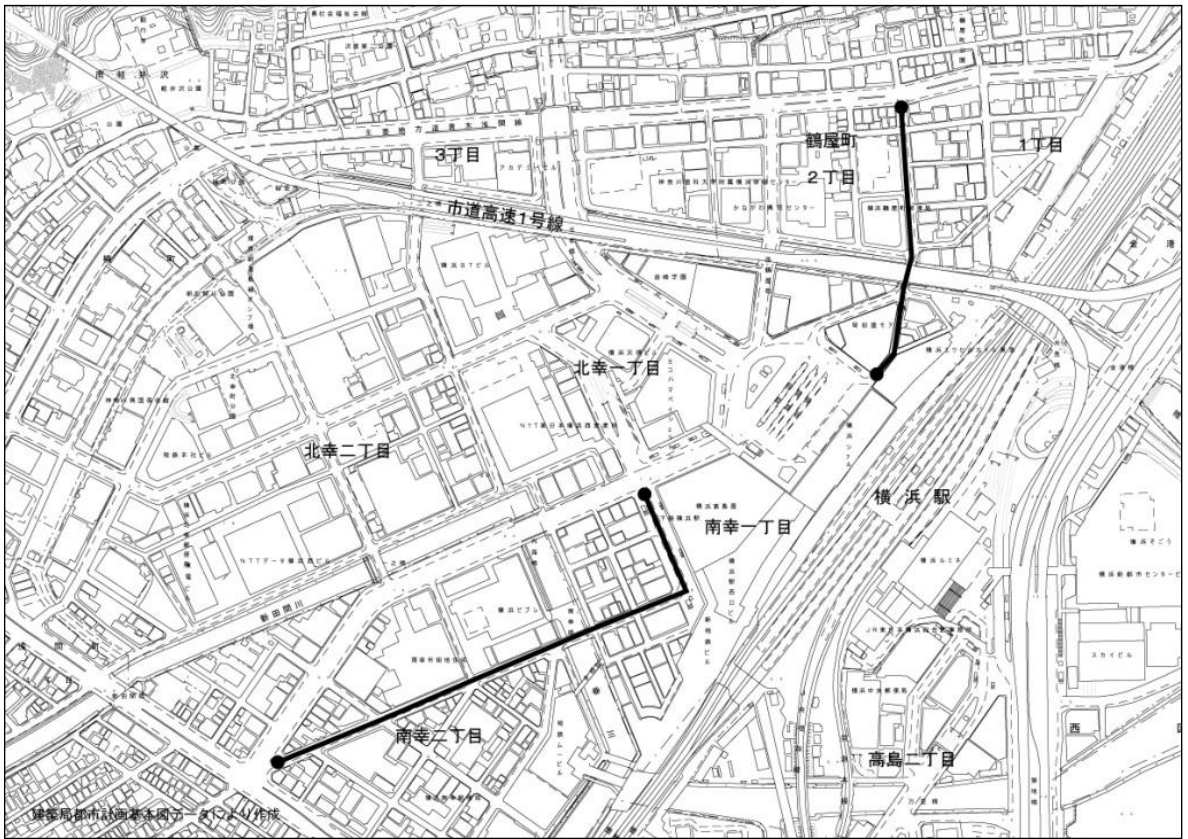
【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】



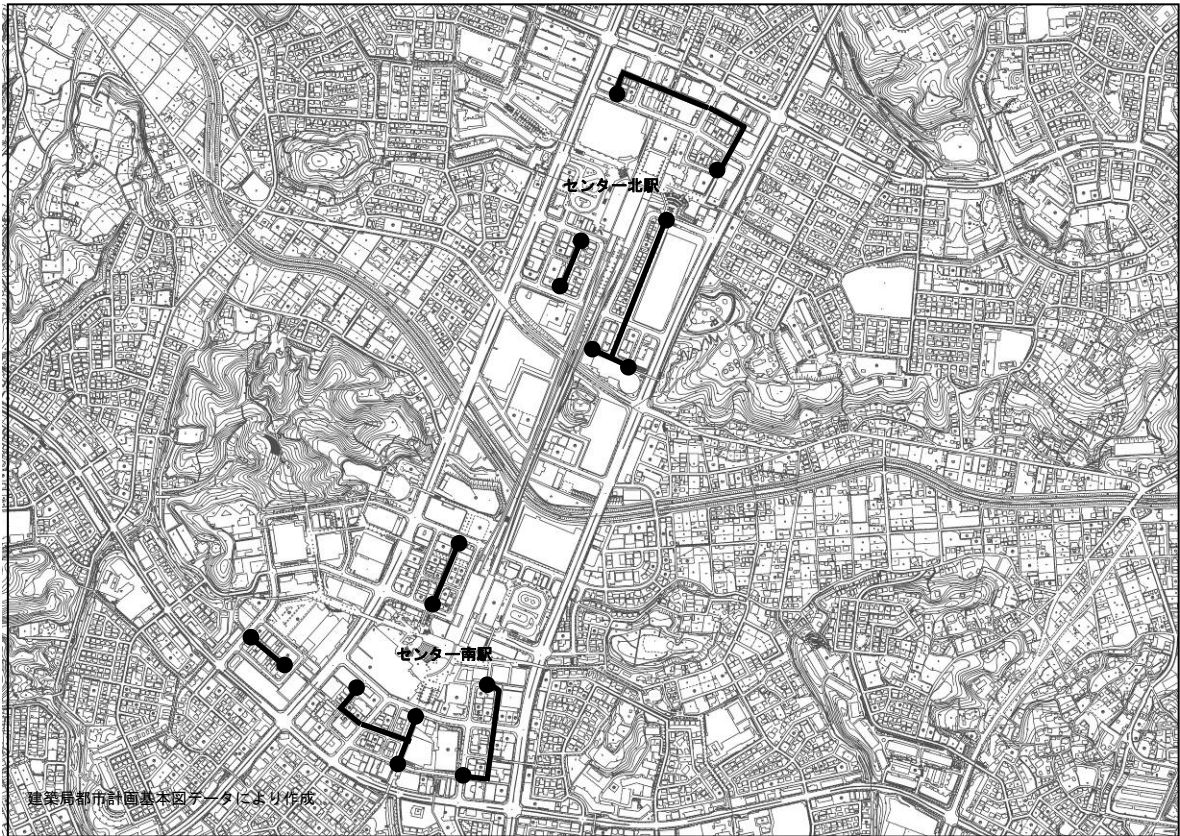
まちづくり調整局都市計画基本図データにより作成



【横浜市地形図複製承認番号 平 19 まち都計第 2001 号】

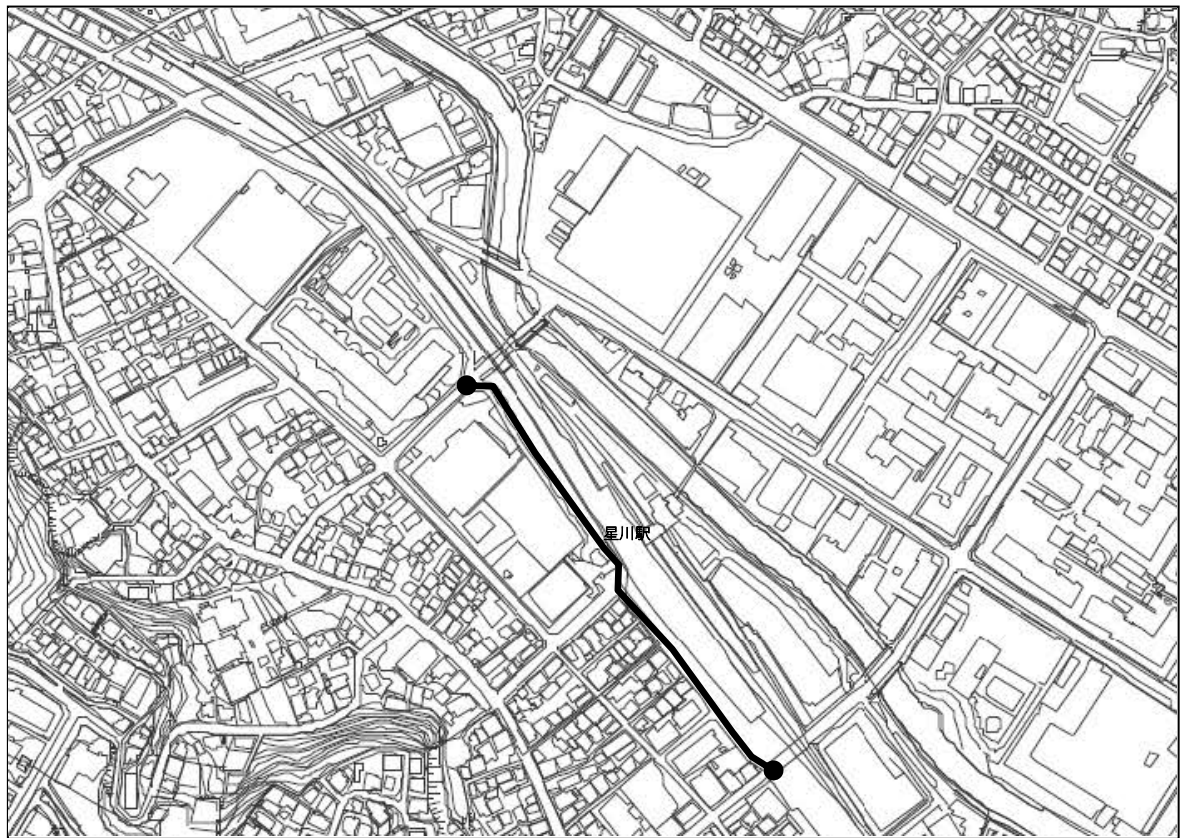






建築局都市計画基本図データにより作成

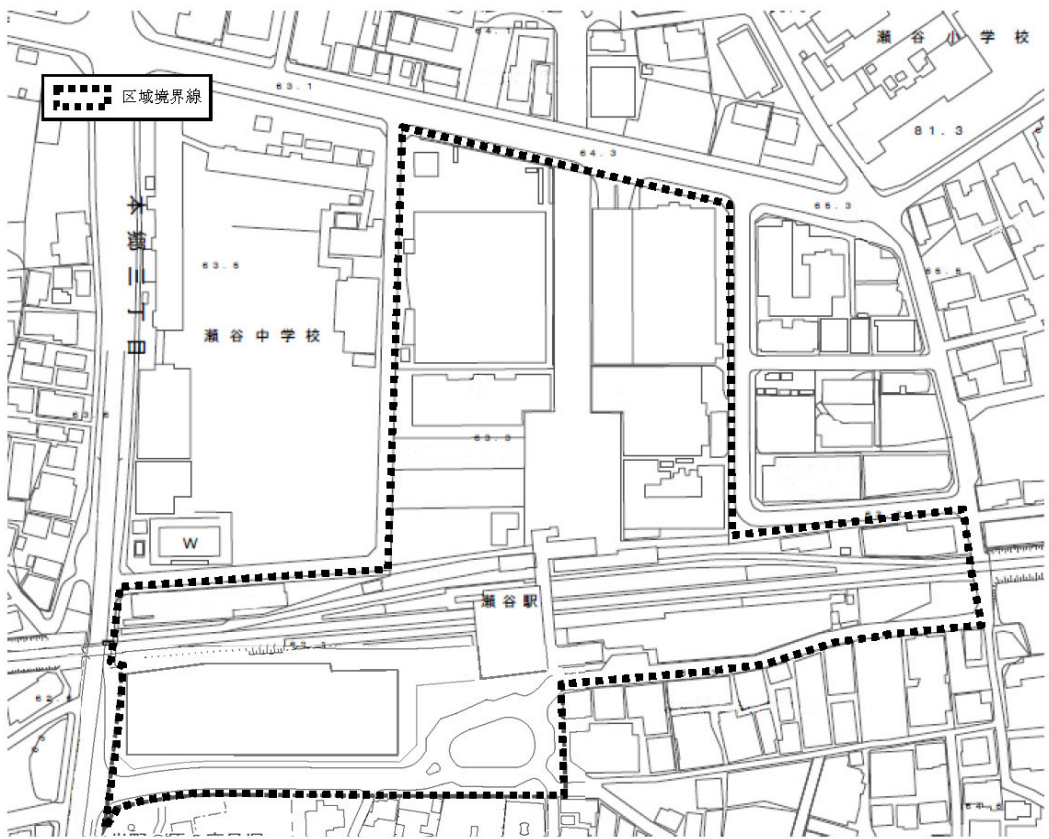
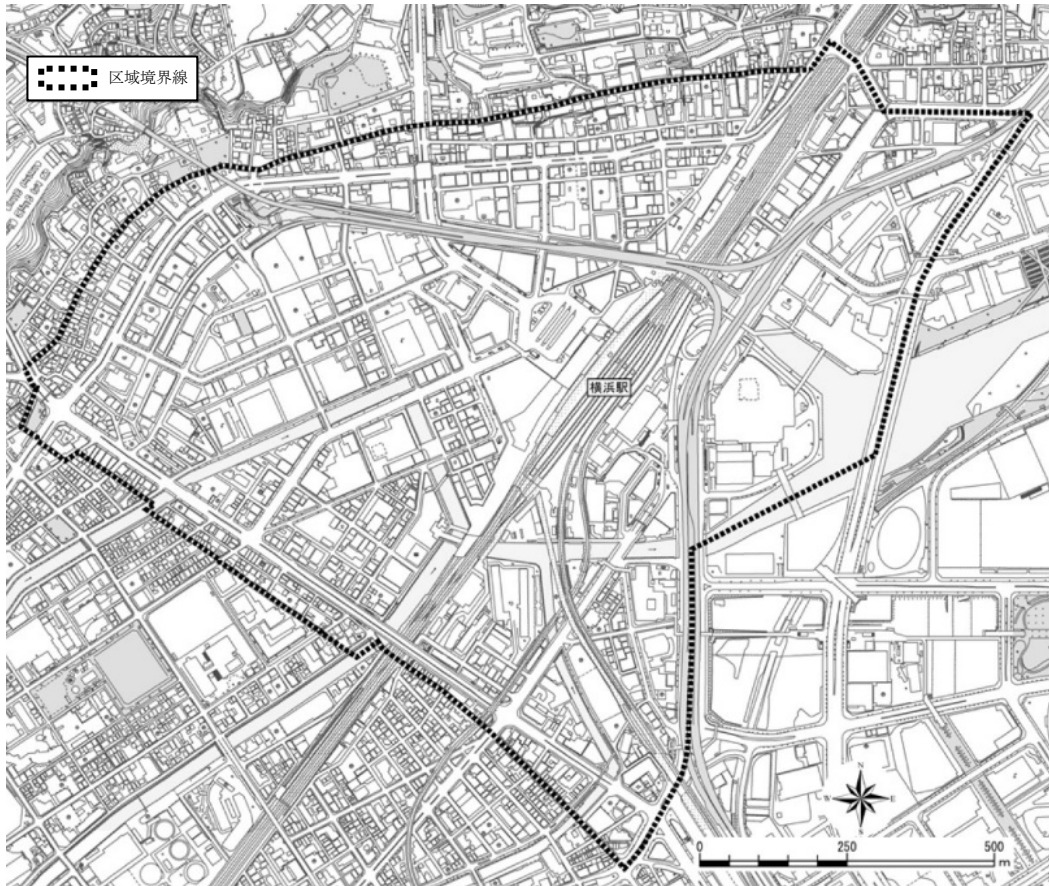
【横浜市地形図複製承認番号 平24建都計第9026号】

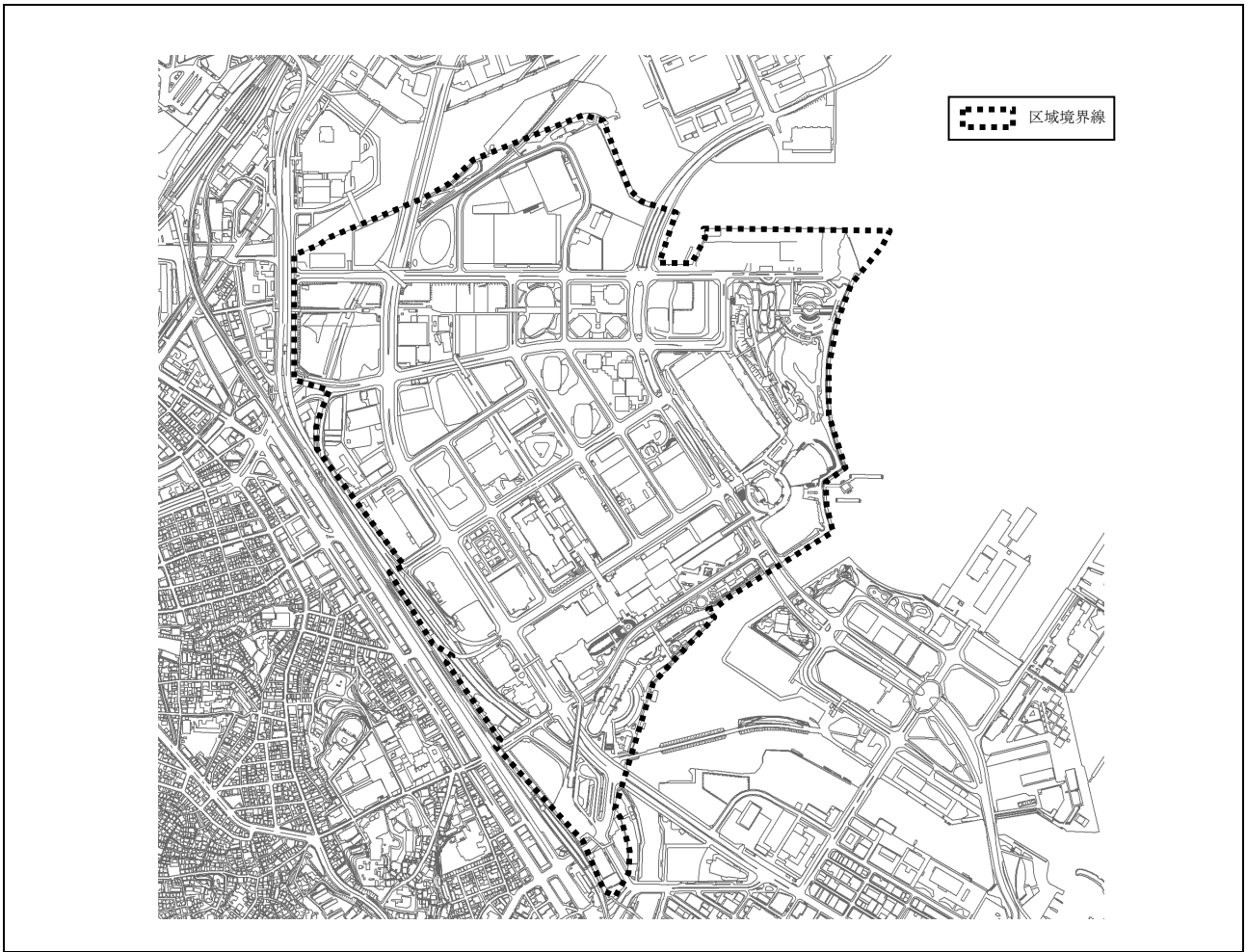


【横浜市地形図複製承認番号 令2建都計第9027号】

●—● …… 横浜市駐車場条例取扱基準第3条(1)により定める道路

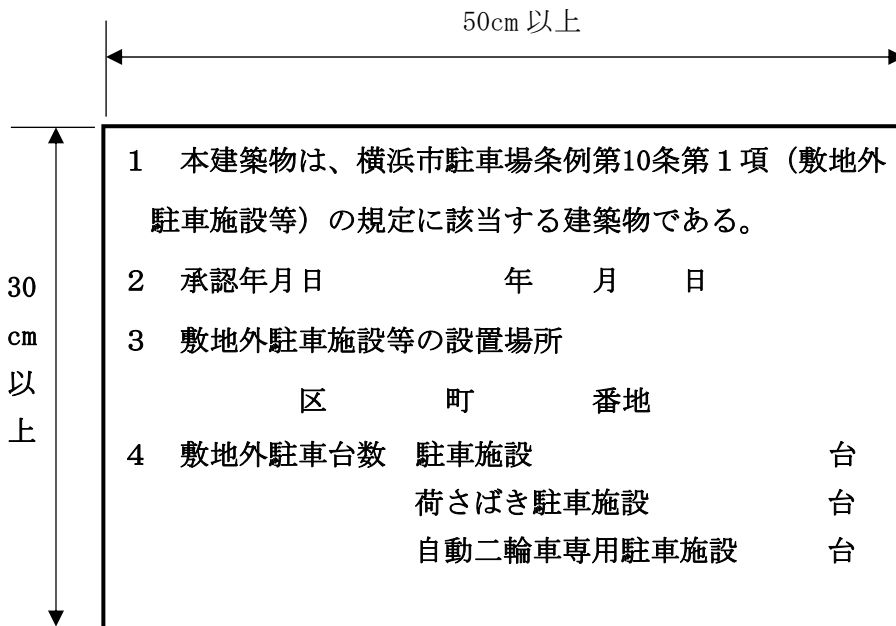
別図2





別記様式（取扱基準第10条）

敷地外駐車施設等の表示板



## 届出及び相談窓口

建築局 建築指導部 市街地建築課  
電話：045-671-4510

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

### 編集・発行

横浜市都市整備局都市交通課

令和6年4月1日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415

ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>